

障第1205号
令和5年12月1日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
（岐阜市所管の施設等は除く。）

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「第9回東海三県小児在宅医療研究会」の開催について（周知）

日頃より県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記の件につきまして、岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課から別紙のとおり開催案内がありましたので、お知らせします。

なお、当該研究会の概要や申込み手続きに関するお問合わせは、障害福祉課ではなく医療福祉連携推進課障がい児者医療推進係までお願いいたします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	原
電 話	058-272-1111 内 3492		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		